

II 畜産経営による環境問題に対する規制体系

- ◎畜舎排水の規制……………(ア)水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
 - (イ)瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)
 - (ウ)湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)
 - (エ)河川法(昭和39年法律第97号)
 - (オ)特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年3月4日法律第9号)
- ◎悪臭物質の排出規制……………悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- ◎騒音規制……………騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- ◎産業廃棄物の排出規制……………廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- ◎経営移転等に伴う規制……………(ア)農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)
 - (イ)農地法(昭和27年法律第229号)
 - (ウ)国土利用計画法(昭和49年法律第92号)
 - (エ)都市計画法(昭和39年法律第100号)
 - (オ)森林法(昭和26年法律第249号)
 - (カ)化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)
 - (キ)県環境保全に関する条例(昭和47年条例第28号)
- ◎家畜排せつ物の管理に係る規制……………家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成11年法律第112号)
- ◎温室効果ガス発生に係る規制……………地球温暖化対策の推進に係る法律(平成10年法律第117号)

1 畜舎排水の規制

(1) 畜舎の新設、変更に伴う届出

「水質汚濁防止法」では、工場、事業場から公共用水域に水を排出するものが特定施設を設置しようとするときは、所定の事項を都道府県知事(福岡県においては保健福祉環境事務所に権限を委任)に届け出なければならないこととされている。

畜産施設は特定施設として規制対象となり、畜舎の総面積が【豚房で50㎡以上】、【牛房で200㎡以上】、【馬房で500㎡以上】の施設は、排水量の量の多少を問わず届出をしなければならないこととされている。

なお、瀬戸内地域において特定施設を設置する工場又は事業場(特定事業場)のうち最大排水量が50㎡/日以上のものについては、特定施設を設置する際に「瀬戸内海環境保全特別措置法」の規定により知事の許可が必要となる。

(2) 一律排水基準

① 生活環境項目

特定施設を設置する事業場(特定事業場)のうち1日当たりの平均的な排水量が50㎡以上のものについては、次の排水基準が適用される。(関係する主な項目)

- 水素イオン濃度(pH)……………5.8以上、8.6以下
- 生物化学的酸素要求量(BOD)……………160mg/ℓ(日間平均120)
- 化学的酸素要求量(COD)……………160mg/ℓ(日間平均120)
- 浮遊物質(SS)……………200mg/ℓ(日間平均150)
- 大腸菌群数……………日間平均3000個/cm³

② 有害物質

排水量に関係なく、全ての特定事業場に対して、次の排水基準が適用される。

(関係する主な項目)

- アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸性化合物及び硝酸化合物……………アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/ℓ

(ただし畜産農業については、平成28年6月30日まで暫定排出基準として700mg/ℓとなっている。)

表Ⅱ-1 県条例に基づく上乗せ排水基準(日平均排水量 50 m³ 以上)

対象水域		事業場種類		基準値(()内は日間平均値)		備考	
				BOD 又は COD (mg/l)	SS (mg/l)		
瀬戸内海水域	洞海湾・響灘	下水道整備地域に所在するもの		30 (20)	100 (70)		
		下水道整備地域以外に所在するもの	昭和 45 年 11 月 20 日以前に設置されたもの	60 (50)	80 (70)		
			昭和 45 年 11 月 21 日以後に設置されたもの	1 日の通常の排出水の量が 2 千立方メートル以上のもの	15 (10)	25 (20)	
				1 日の通常の排出水の量が 2 千立方メートル未満のもの	30 (20)	30 (25)	
	洞海湾・響灘以外の水域	下水道整備地域に所在するもの		30 (20)	100 (70)		
		下水道整備地域以外に所在するもの	昭和 49 年 8 月 1 日以前に設置されたもの	60 (50)	80 (70)		
			昭和 49 年 8 月 2 日以後に設置されたもの	1 日の通常の排出水の量が 2 千立方メートル以上のもの	15 (10)	25 (20)	
				1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル以上、2 千立方メートル未満のもの	30 (20)	30 (25)	
	1 日の通常の排出水の量が 5 百立方メートル未満のもの	50 (40)	70 (50)				
	大牟田水域	大牟田川水域 (大牟田川河口水域を除く)			15 (10) *BOD のみ	100 (70)	
大牟田川河口水域				40 (30)	100 (70)		
大牟田川水域・大牟田川河口水域を除く大牟田水域		下水道整備地域に所在するもの		30 (20)	100 (70)		
		下水道整備地域以外に所在するもの	昭和 48 年 4 月 1 日以前に設置されたもの	120 (90)	150 (120)		
			昭和 48 年 4 月 2 日以後に設置されたもの	30 (20)	100 (70)		
博多湾水域	那珂川・御笠川及び河口海域	下水道整備地域に所在するもの		30 (20) *BOD 及び COD	100 (70)		
		下水道整備地域以外に所在するもの	昭和 48 年 4 月 1 日以前に設置されたもの	120 (90) *BOD 及び COD	150 (120)		
			昭和 48 年 4 月 2 日以後に設置されたもの	30 (20) *BOD 及び COD	100 (70)		

対象水域	事業場種類		基準値 (()内は日間平均値)		備考	
			BOD 又は COD (mg/l)	SS (mg/l)		
博多湾水域 那珂川・御笠川及び河口海域を除く博多湾水域	下水道整備地域に所在するもの		30 (20)	100 (70)		
	下水道整備地域以外に所在するもの	昭和49年8月1日以前に設置されたもの	120 (90)	150 (120)		
		昭和49年8月2日以後に設置されたもの	1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	30 (20)	30 (25)	
			1日の通常の排出水の量が5百立方メートル以上、2千立方メートル未満のもの	50 (40)	70 (50)	
			1日の通常の排出水の量が5百立方メートル未満のもの	80 (60)	100 (70)	
遠賀川・筑後川・矢部川水域	下水道整備地域に所在するもの		30 (20)	100 (70)		
	下水道整備地域以外に所在するもの	昭和49年8月1日以前に設置されたもの	120 (90)	150 (120)		
		昭和49年8月2日以後に設置されたもの	1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	30 (20)	30 (25)	
			1日の通常の排出水の量が5百立方メートル以上、2千立方メートル未満のもの	50 (40)	70 (50)	
			1日の通常の排出水の量が5百立方メートル未満のもの	80 (60)	100 (70)	
筑前海水域	下水道整備地域に所在するもの		30 (20)	100 (70)		
	下水道整備地域以外に所在するもの	昭和53年1月1日以前に設置されたもの	80 (60)	100 (70)		
		昭和53年1月2日以後に設置されたもの	1日の通常の排出水の量が2千立方メートル以上のもの	30 (20)	30 (25)	
			1日の通常の排出水の量が5百立方メートル以上、2千立方メートル未満のもの	50 (40)	70 (50)	
			1日の通常の排出水の量が5百立方メートル未満のもの	80 (60)	100 (70)	

(3) 上乗せ排水基準

本県では、「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和48年福岡県条例第8号）を制定しており、前記の一律排水基準にかえて表Ⅱ-1の上乗せ排水基準を適用することとしている。

(4) 湖沼に係る窒素・磷の排水規制

「水質汚濁防止法施行令」の一部改正等に伴い、湖沼の富栄養化防止のため、湖沼に係る窒素・磷の排水規制が昭和60年7月15日から実施され、表Ⅱ-2に示す県内14湖沼の流域に所在する特定事業場については窒素含有量120mg/ℓ（日間平均60）の、また表Ⅱ-3に示す県内58湖沼の流域に所在する特定事業場については磷含有量16mg/ℓ（日間平均8）の一律排水基準の適用を受けることとされている。（1日当たり平均的な排水量が50㎡以上の特定事業場に限り。）

(5) 海域に係る窒素・磷の排水規制

「水質汚濁防止法施行令」の一部改正に伴い、海域の富栄養化防止のため、海域に係る窒素・磷の排水規制が平成5年10月1日から実施され、瀬戸内海、博多湾、唐津湾及び有明海並びにこれらに流入する公共用水域に排水を排出する特定事業場のうち、1日当たりの平均的な排水量が50㎡以上のものについては、窒素含有量120mg/ℓ（日間平均60）、磷含有量16mg/ℓ（日間平均8）の一律排水基準の適用を受けることとされている。

ただし、畜産事業場のうち豚房施設については、一律排水基準よりやや緩やかな暫定基準が適用されており、窒素含有量については170mg/ℓ（日間平均140）、磷含有量については25mg/ℓ（日間平均20）の排水基準が適用されることとなっている。（暫定基準適用期限：平成30年9月30日）

(6) 福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

本県では、日平均排水量50㎡未満の小規模特定事業場に対する排水水質改善指導要領を制定しており、指導基準として一律排水基準を準用することとしている。

(7) 総量削減計画

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項及び「水質汚濁防止法施行令」別表第2に規定する区域のうち福岡県の区域について、総量削減計画（福岡県）を策定し、計画に掲げた汚濁負荷量の削減目標量を達成するための対策を計画的に推進することとしている。

この対策の一環として、畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進することとしている。

(8) 総量規制基準

「瀬戸内海環境保全特別措置法」第5条第1項及び「水質汚濁防止法施行令」別表第2に規定する区域のうち福岡県の区域について、1日当たりの平均的な排水量が50㎡以上の特定事業場（指定地域内事業場）について適用される。

(9) 「湖沼水質保全特別措置法」

「湖沼水質保全特別措置法」では、水質環境基準の確保が緊急な指定湖沼に対して水質保全のための特別措置を講じることとしている。この指定湖沼として全国で11湖沼が指定（平成19年度末現在）されているが、本県には該当湖沼はない。

(10) 「河川法」

「河川法」では、河川区域内の土地にふん尿等の廃物を捨てることが禁止されており、また、河川に1日当たり50㎡以上の汚水を排出しようとする者は、あらかじめ河川管理者に届出を行うことが義務づけられている。（ただし、「水質汚濁防止法」による特定施設の設置の届出をしている場合等を除く。）

(11) 「特別水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法」

「特別水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法」では、水道利水障害を防止する上で水質の保全を図ることが必要な水道水源水域（指定地域）について、特別措置を講じることとしている。この指定地域は、都道府県知事の申し出に基づき環境大臣が指定することとされているが、本県には指定地域はない。

表Ⅱ-2 窒素の排水基準適用湖沼(福岡県内)

湖 沼	市 町 村	湖 沼	市 町 村
頓田第一貯水池	北九州市	大井ダム貯水池	宗 像 市
頓田第三貯水池	北九州市	多礼ダム貯水池	宗 像 市
脊振ダム貯水池	福岡市及び 筑紫郡那珂川町	吉田ダム貯水池	宗 像 市
浮 州 池	中間市及び 鞍手郡鞍手町	久末ダム貯水池	福 津 市
水呑ダム貯水池	筑紫野市	合所ダム貯水池	うきは市
山神ダム貯水池	筑紫野市	草ヶ谷ダム貯水池	糟屋郡宇美町
白 水 池	春 日 市	油木ダム貯水池	田川郡添田町

表Ⅱ-3 燐の排水基準適用湖沼(福岡県内)

湖 沼	市 町 村	湖 沼	市 町 村
河内ダム貯水池 (河内貯水池)	北九州市	河内ダム貯水池 (古賀ダム貯水池)	古賀市
黒ヶ畑池	北九州市	大井ダム貯水池	宗像市
小森江貯水池	北九州市	多礼ダム貯水池	宗像市
菖蒲谷貯水池	北九州市	吉田ダム貯水池	宗像市
昭和池	北九州市	大佐野ダム貯水池	太宰府市
白木貯水池	北九州市	北谷ダム貯水池	太宰府市
頓田第一貯水池	北九州市	松川ダム貯水池	太宰府市
頓田第二貯水池	北九州市	久末ダム貯水池	福津市
道原貯水池	北九州市	合所ダム貯水池	うきは市
畑貯水池	北九州市	力丸ダム貯水池	宮若市
ます淵ダム貯水池	北九州市	犬鳴ダム貯水池	宮若市
松ヶ江ダム貯水池	北九州市	江川ダム貯水池(上秋月湖)	朝倉市
曲淵ダム貯水池	福岡市	寺内ダム貯水池(美奈宜湖)	朝倉市
脊振ダム貯水池	福岡市及び 筑紫郡那珂川町	瑞梅寺ダム貯水池	糸島市
長谷ダム貯水池	福岡市	雷山大溜池	糸島市
尾崎ダム貯水池	直方市	南畑ダム貯水池	筑紫郡那珂川町
福知山ダム貯水池	直方市	安光池	糟屋郡宇美町
久保白ダム貯水池	飯塚市及び 嘉穂郡桂川町	須恵ダム貯水池	糟屋郡宇美町 及び同郡須恵町
花宗ため池	八女市	草ヶ谷ダム貯水池	糟屋郡宇美町
日向神ダム貯水池	八女市	鳴淵ダム貯水池	糟屋郡篠栗町
矢留貯水池	行橋市	中柱田貯水池	糟屋郡須恵町
浮洲池	中間市及び 鞍手郡鞍手町	猪野ダム貯水池	糟屋郡久山町
水呑ダム貯水池	筑紫野市	久原ダム貯水池	糟屋郡久山町
山神ダム貯水池	筑紫野市	古大間池	糟屋郡粕屋町
山口調整池(天拝湖)	筑紫野市	油木ダム貯水池	田川郡添田町
大牟田貯水池	春日市	陣屋ダム貯水池	田川郡添田町
春日貯水池	春日市	井の口貯水池	京都郡苅田町
白水池	春日市	殿川ダム貯水池	京都郡苅田町
牛頭ダム貯水池	大野城市	山口ダム貯水池	京都郡苅田町

2 悪臭物質の排出規制

「悪臭防止法」はすべての工場又は事業場が対象で、事業活動に伴って発生する悪臭が規制される。知事（市の区域内の地域にあっては市長）は県内全市町村について規制地域の指定を行い、「特定悪臭物質濃度規制」又は「臭気指数規制」のいずれか一方で規制するようになっている。

なお、「悪臭防止法」に係る権限は、市の区域内の地域については全ての事務が市長の事務とされ、その他の町村の区域内の地域については規制物質の測定及び工場・事業場に対する改善勧告・命令等の事務が町村長の事務とされている。

「悪臭防止法」に基づく行政措置は、“規制基準に適合しないことにより住民の生活環境が損なわれていると認められるとき”、になされることから、経営体の管理能力に応じた適正頭羽数を守り、常に適正なふん尿処理や畜舎の清潔保持等の飼育管理に努めることが必要である。

特定悪臭物質濃度規制では、22種類の物質について、臭気強度 2.5～3.5 に相当する物質濃度で基準を定めることとなっている。

表Ⅱ-4 臭気強度と規制基準

臭気強度	内 容	
0	無臭	
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）	
2	何のにおいかわかる弱いにおい（認知閾値濃度）	
(2.5)	(2と3の中間)	規制基準 の 設定範囲
3	楽に感知できるにおい	
(3.5)	(3と4の中間)	
4	強いにおい	
5	強烈なにおい	

臭気指数規制は、臭気を感じなくなるまで希釈したときの希釈倍数（臭気濃度）をもとに規制基準値（臭気指数）を設定する。臭気濃度が10倍になると、指数は10増加する。

$$[\text{臭気指数}] = 10 \times \log [\text{臭気濃度}]$$

臭気濃度（希釈倍数）	10	100	1000	…
臭気指数	10	20	30	…

この方法は、においそのものを人の嗅覚で測定するため、苦情者の被害感（感覚）により近い値で表現されやすい。福岡県では、従来の特悪臭物質濃度規制に代えて臭気指数規制導入を推進している。

臭気指数規制では、臭気指数 10～21 の範囲で基準を定めることとなっているが、本県では敷地境界での規制基準値を 12 又は 15 とすることを標準としている。

表Ⅱ-5 臭気強度と規制指数の関係

臭気強度	2.5 相当 (A区域)	3.0 相当 (B区域)	3.5 相当
臭気指数	10～15	12～18	14～21
県が基準としている基準値	12	15	—

表Ⅱ-6 臭気強度と規制基準

物質名	規制値の区分 (ppm)		においの性質	主な悪臭発生場所
	A	B		
アンモニア	1	2	し尿のようなにおい	畜産農業、鶏ふん乾燥工場、複合肥料製造業、と畜場、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	0.002	0.004	腐った玉ねぎのようなにおい	医薬品製造業、石油精製業、化製場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	0.02	0.06	腐った卵のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、石油精製業、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル	0.01	0.05	腐ったキャベツのようなにおい	医薬品製造業、石油精製業
二硫化メチル	0.009	0.03		化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	0.005	0.02	腐った魚のようなにおい	畜産農業、化製場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	0.05	0.1	刺激的な香ぐさいにおい	酢酸製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02		
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006		
イソブタノール	0.9	4	有機溶剤臭	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	3	7		
メチルイソブチルケトン	1	3		
トルエン	10	30		
キシレン	1	2		
スチレン	0.4	0.8	都市ガス臭	スチレン製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	0.03	0.07	甘酸っぱい刺激臭	油脂製造工場、染色工場等
ノルマル酪酸	0.001	0.002	汗臭いにおい	畜産農業、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	むれた靴下のようなにおい	
イソ吉草酸	0.001	0.004		

備考1. 規制値の区分のA、Bは、福岡県における区分である。

備考2. 規制値の区分Aは、臭気強度2.5 (Bは3) に相当する規制濃度を示す。

表Ⅱ-7 悪臭防止法に基づく規制地域一覧

規制方法	市町村名	規制内容
臭気指数規制	飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、 中間市、筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、古賀市、 福津市、うきは市、篠栗町、須恵町、 新宮町、粕屋町、遠賀町、小竹町、 桂川町、大任町	全域臭気指数 12 ^{※1} で規制
	朝倉市及び苅田町	A区域及びB区域に分けて指 定(A区域は臭気指数 12 ^{※1} 、B 区域は臭気指数 15 ^{※2})
臭気指数規制 及び 物質濃度規制	八女市	旧八女市、旧立花町の区域は、 全域臭気指数 12 で規制 旧黒木町、旧星野村、旧矢部村 は全域A区域として物質ごと に規制
物質濃度規制	直方市、水巻町	A区域及びB区域 ^{※3} に分けて 指定
	上記以外の 32 市町村	全域をA区域に指定

- ※1 物質濃度規制のA区域の標準臭気強度に相当する（表Ⅱ-5参照）。
- ※2 物質濃度規制のB区域の標準臭気強度に相当する（表Ⅱ-5参照）。
- ※3 A、B区域の規制値については、表Ⅱ-6を参照。

3 騒音規制

「騒音規制法」では、工場・事業場に特定施設を設置しようとする者は、所定の事項を市町村長に届け出なければならないとされている。

畜産関係の特定施設としては「空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）」がある。

また、特定施設を設置する工場・事業場に係る規制基準は、環境大臣が定める基準の範囲内において、知事が下記のとおり定めている。

表Ⅱ-8 特定工場等において発生する騒音にかかる規制基準

時間の区分 区域の区分	午前8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 及び午後7時から午後 11時まで	午後11時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備 考

第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として県知事が定めた区域をいう。

- ・第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。
- ・第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- ・第3種区域 住居の用に合わせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。
- ・第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であってその区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。

本県では、全町村について上記の区域を定めており（地域指定）、地域の実情に応じて逐次改定を行っている。

なお、市の区域内の地域については、地域の指定及び規制基準の設定に関する事務はそれぞれの市長の事務とされている。

4 廃棄物の処理規制

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、畜産農業から排出された家畜ふん尿、家畜の死体及びふん尿処理施設により生じた汚泥等は「産業廃棄物」としてその処理が規制されている。

なお、産業廃棄物の処理に関する主な規制内容は以下のとおりであるが、家畜の死体（死亡獣畜）の処理については、「化製場等に関する法律」の規制が優先される。

- (1) 事業者は、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。
- (2) 事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令及び環境省令で定める基準に従わなければならない。
- (3) 事業者は、その産業廃棄物を保管する場合には政令及び環境省令で定める保管基準に従わなければならない。
- (4) 事業者は、産業廃棄物の積替え、保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにしなければならない。
- (5) 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令及び環境省令で定める基準に従わなければならない。
また、事業者は、受託した者に対し産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、交付したマニフェストを5年間保存しなければならない。
- (6) 政令で定める産業廃棄物処理施設の設置については、都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければならない。
- (7) 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
- (8) 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
 - ① 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
 - ② 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - ③ 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令（第14条）で定めるもの

政令第14条（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

- i 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ii 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- iii 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- iv 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- v たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

- (9) 家畜ふん尿は、環境省令（第13条）で定める基準に適合した方法によるのでなければ、肥料として使用してはならない。

環境省令第13条〔ふん尿の使用法〕：肥料としてふん尿を使用することができる場合は、市街的形態をなしている区域内にあっては次のとおりとし、その他の区域内にあっては生活環境に係る被害が生じる恐れがない方法により使用するときとする。

- ① 発酵処理して使用するとき。
- ② 乾燥又は焼却して使用するとき。
- ③ 化学処理して使用するとき。
- ④ 尿のみを分離して使用するとき。
- ⑤ し尿処理施設又はこれに類する動物のふん尿処理施設により処理して使用するとき。
- ⑥ 十分に覆土して使用するとき。

5 畜産経営の移転等に伴う規制

(1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）

- 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。）をしようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。（第 15 条の 2 農用地区域内における開発行為の制限）

(2) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）

- 農地又は採草放牧地について所有権を移転しようとする場合には、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。（第 3 条 農地又は、採草放牧地の権利移動の制限）
- 農地を農地以外に転用するときは、知事の許可を受けなければならない。（第 4 条 農地転用の制限）
- 農地を農地以外に転用するため、これらの土地について第 3 条に掲げる権利を設定し又は移転する場合には、知事の許可を受けなければならない。（第 5 条 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

(3) 国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）

- 規制区域にある土地について、土地売買等の契約を締結しようとする場合には知事の許可を受けなければならない。（第 14 条 土地に関する権利の移転等の許可）
- 土地売買等の契約を締結した場合には、その権利取得者はその契約を締結した日から起算して 2 週間以内に、所定の事項を当該土地が所在する市町村長を経由して知事に届け出なければならない。（第 23 条 土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出）
この規定は、それぞれその面積が次のアからウまでに規定する面積未満の土地について、契約を締結した場合は、適用しない。
 - ア 都市計画法第 7 条第 1 項の規定による市街化区域では 2,000 ㎡ (20 アール)
 - イ 都市計画法第 4 条第 2 項の規定による都市計画区域では 5,000 ㎡ (50 アール)
 - ウ ア及びイに規定する区域外の区域では 10,000 ㎡ (1 ヘクタール)

(4) 都市計画法（昭和 43 年法律 100 号）

- 市街化区域又は市街化調整区域内において開発行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。（第 29 条 開発行為の許可）
 - ア 市街化区域内 1,000 ㎡以上
 - イ 市街化調整区域の農業用に供する建築物建築面積が 90 ㎡以上（畜舎、たい肥舎、サイロ、農機具収納施設等は必要としない。）

(5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）

- 地域森林計画の対象となっている民有林について、1 ヘクタール以上の開発行為をしようとするときは知事の許可を受けなければならない。（第 10 条の 2 開発行為の許可）

(6) 化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）

（死亡獣畜取扱場外における処理の禁止）

- 死亡獣畜（死んだ牛、馬、豚、めん羊及び山羊）の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。（法第 2 条）

（死亡獣畜取扱場外における処理の許可）

- 死亡獣畜の所在地が山間へき地等の理由により、やむを得ず死亡獣畜取扱場以外で処理しようとするときは、知事（保健所設置市（北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市）にあつては市長。以下 5（6）において同じ）の死亡獣畜取扱場外処理の許可を受けなければならない。（法第 2 条、福岡県化製場等の構造整備の基準等に関する条例（以下 5（6）において「県条例」という。）施行規則第 2 条、北九州市化製場等の設置の許可等に関する規則第 3 条、福岡市化製場等の設置許可等に関する規則第 3 条、大牟田市化製場等に関する条例施行規則第 2 条、久留米市化製場等に関する法律施行細則第 2 条）

（死亡獣畜取扱場外で処理する衛生措置）

- 知事の許可を受けて死亡獣畜を死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、次の措置を講じなければならない。

（県条例第 6 条第 2 項）

- 一 死亡獣畜は、長時間放置することなく速やかに処理すること。
- 二 解体した肉、皮、骨、臓器等は、速やかに化製場へ搬出し、又は埋却若しくは焼却により処理すること。
- 三 死亡獣畜を埋却するための穴の深さは、埋却した死体から地表まで 1 メートル以上とすること。
- 四 死亡獣畜の埋却を行う場所は、汚物等が散乱しないようにすること。
- 五 死亡獣畜の焼却を行う場合は、未燃物がないよう完全に焼却すること。
- 六 必要に応じ、感染症予防のための措置を講ずること。

（動物の飼育又は収容の許可）

- 市町村長が指定する区域内において、政令で定める動物を県の条例で定める次の数以上飼養（収容）しようとする者は、市町村長の許可を受けなければならない。

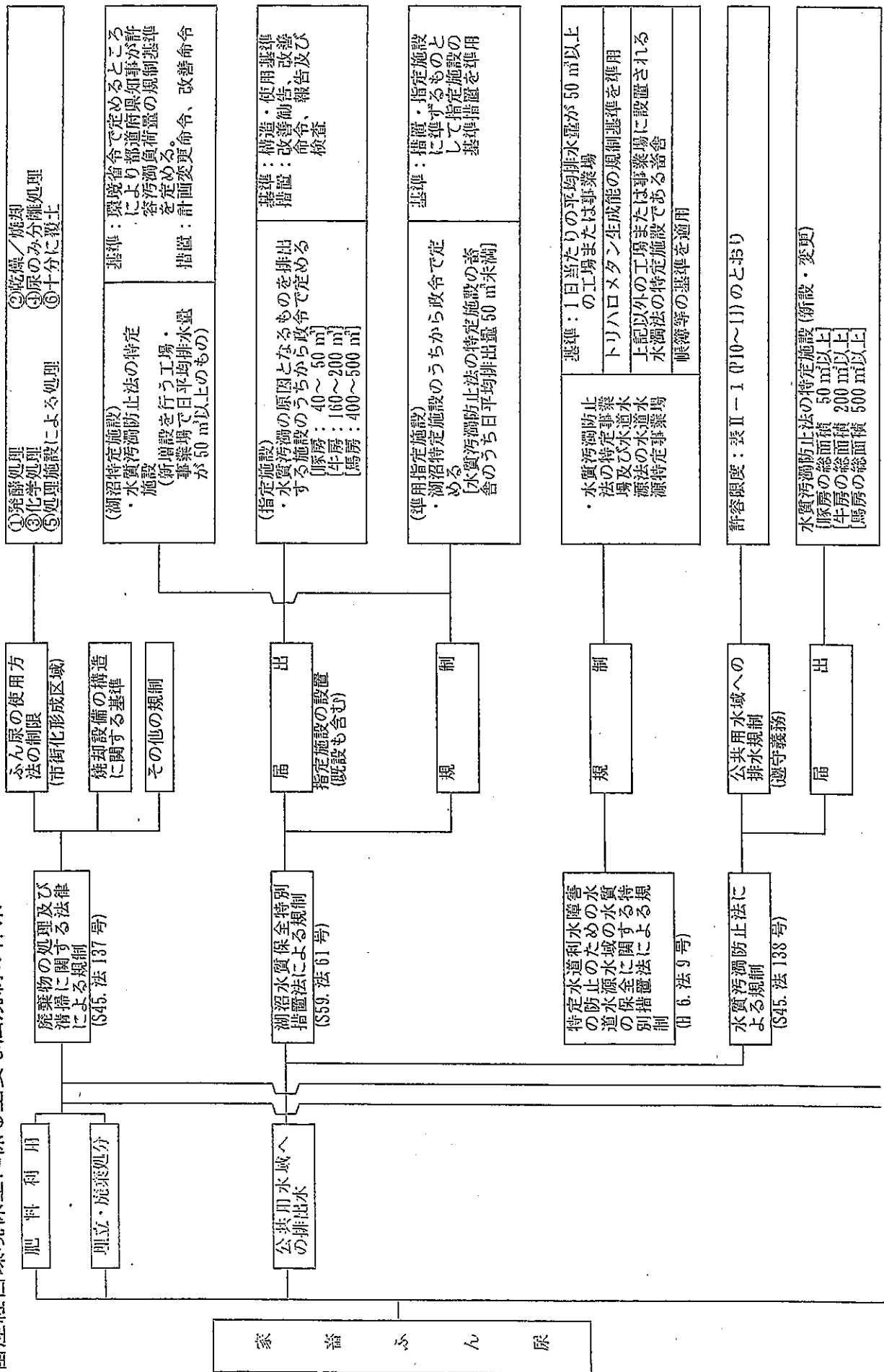
（法第 9 条、政令第 1 条、県条例 15 条、福岡県事務処理の特例に関する条例第 2 条）

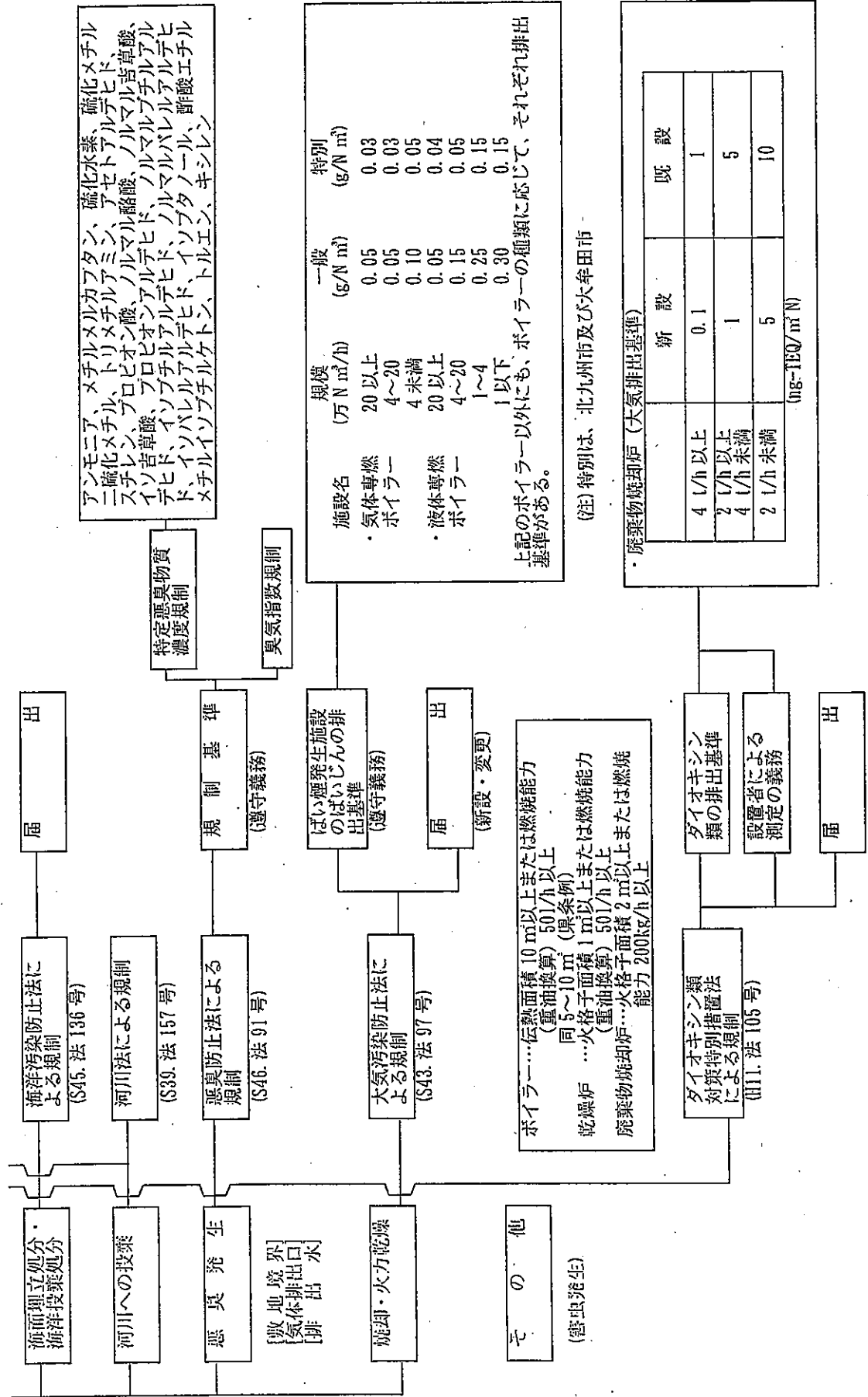
- 一 牛 一頭、 二 馬 一頭、 三 豚 一頭、 四 めん羊 四頭、 五 やぎ 四頭、
- 六 犬 十頭、 七 鶏（三十日未満のひなを除く。） 百羽、
- 八 あひる（三十日未満のひなを除く。） 五十羽。

(7) 県環境保全に関する条例（昭和 47 年法律第 28 号）

- 自然公園の区域、並びに自然環境保全地域等に含まれない区域内において、宅地（建築物、工作物又はその他施設の敷地）の造成その他の開発の行為をしようとする者は、その行為に着手しようとする日の 30 日前までに、知事にその旨を届け出なければならない。（第 25 条 届出等）

畜産経営環境保全に係る主要な法規制の体系





アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸、イソ酪酸、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソブチルアルケトン、トルエン、キシレン

施設名	規模 (万 N m ³ /h)	一般 (g/N m ³)	特別 (g/N m ³)
・気体専燃ボイラー	20 以上	0.05	0.03
	4~20	0.05	0.03
	4 未満	0.10	0.05
・液体専燃ボイラー	20 以上	0.05	0.04
	4~20	0.15	0.05
	1~4	0.25	0.15
	1 以下	0.30	0.15

上記のボイラー以外にも、ボイラーの種類に応じて、それぞれ排出基準がある。

(注) 特別は、北九州市及び大牟田市

・廃棄物焼却炉 (大気排出基準)

	新 設	既 設
4 t/h 以上	0.1	1
2 t/h 以上 4 t/h 未満	1	5
2 t/h 未満	5	10

(ng-TEQ/m³N)

6 家畜排せつ物の管理に係る規制

家畜排せつ物は、これまで、畜産業における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に利用されてきた。

しかしながら、近年、畜産経営の急激な大規模化の進行、高齢化に伴う農作業の省力化等を背景として、家畜排せつ物の資源としての利用が困難になりつつある一方、地域の生活環境に関する問題も生じている。

また、国全体としても資源循環型社会への移行が求められるとともに住民の環境意識が高まる中で、家畜排せつ物について、その適正な管理を確保し、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに積極的に活用するなど、その資源としての有効利用を一層促進する必要がある。

このため、畜産業における家畜排せつ物の管理の適正化を図るための措置及び利用を促進するための支援措置を講ずることにより畜産の健全な発展を図ることを目的として、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成11年7月に成立し、同年11月に施行された。

◎法律の概要

ア 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置（管理基準の遵守）

① 農林水産大臣による家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等を内容とする管理基準の策定

○管理基準

◇施設の構造に関する基準

- ・ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透性材料で築造し、適正な覆い及び側壁を有するものとする。
- ・尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性材料で築造した構造の貯留槽とする。

◇家畜排せつ物の管理の方法に関する基準

- ・家畜排せつ物は、構造設備の基準を満たしている施設において管理すること。
- ・送風装置、攪拌装置を設置している場合には、その維持管理を適切に行うこと。
- ・施設に破損があるときは、速やかに補修を行うこと。等

② 畜産業を営む者による管理基準に則した家畜排せつ物の管理

③ 都道府県知事による必要な指導・助言、勧告・命令の実施

小規模（牛；10頭未満、豚；100頭未満、鶏；2,000羽未満、馬；10頭未満）畜産農家については、管理基準は適用しない。

イ 家畜排せつ物の利用の促進のための措置

① 基本方針の策定

農林水産大臣により家畜排せつ物の利用の促進に関する基本方針の策定

② 都道府県計画の作成

都道府県による地域の実情に即応した施設整備の目標等を内容とした計画の作成

③ 金融上の支援措置

○畜産業を営む者の作成する施設整備計画の認定（都道府県知事）

○施設整備計画の認定を受けた者に対する株式会社日本政策金融公庫の融資（施設の取得等に必要資金のほか、施設・機械の賃借料の全額一括支払い等に必要資金を融通）

7 温室効果ガスの発生に係る規制

平成 17 年 2 月に発効した京都議定書における温室効果ガス削減の国際約束を達成するために策定された「京都議定書目標達成計画」に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律が一部改正され、「温室効果ガス排出量の算出・報告・公表制度」が平成 18 年 4 月に導入された。

この制度では、温室効果ガスを一定量（二酸化炭素換算で 3,000 トン）以上排出する事業者には、温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務づけしており、畜産関係では、家畜の飼養（消化管内発酵）、家畜の排せつ物の管理に伴い発生する二酸化炭素がその報告の対象となっている。

(1) 排出量の算定・報告を行う者（特定排出者）

ア 温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われる事業所であって、当該排出活動に伴う排出量の合計量が温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で 3,000 トン以上であるものを設置していること。

イ 事業所全体で常時使用する従業員の数が 21 人以上であること。

(2) 排出量の算定

温室効果ガスの排出量の算定方法の概要

区 分	算 定 方 法	省令で定める係数（一部）	排出量の目安（一部）
家畜の飼養 (消化管内発酵)	メタン (家畜種ごとに) 飼養頭数×1 頭当たりの CH ₄ 排出量	乳用牛：0.10 (トン CH ₄ /頭) 肉用牛：0.067 (") 豚 : 0.0011 (")	乳用牛：100 頭→10 トン CH ₄ →210 トン CO ₂ 肉用牛：100 頭→6.7 トン CH ₄ →140 トン CO ₂ 豚：100 頭→0.11 トン CH ₄ →2.3 トン CO ₂
家畜排せつ物の管理	メタン (家畜種ごと・管理方法ごと) ふん尿中の有機物量 ×単位有機物量当たりの CH ₄ 排出量 一酸化二窒素 (家畜種ごと・管理方法ごと) ふん尿中の有機物量 ×単位窒素量当たりの CH ₄ 排出量	牛、豚、鶏については、適用までに 4 年間の経過措置を設けている。（排出係数の設定にさらに調査等が必要なため） 平成 21 年度排出量から算出報告	

※ 乳用牛、肉用牛については、生後～4ヶ月齢までは飼養頭数には入れない。

(3) 排出量の報告

前年度の排出量を、毎年度 6 月 30 日までに事業者又は事業所が行う主たる事業の事業所管大臣に提出する。（主たる事業が畜産である場合は、九州農政局へ提出）